

## よくある質問(国民健康保険税Q&A)

保険税額について・・・税務課課税班	電話：0185-24-9134
納税関係について・・・税務課債権管理班	電話：0185-24-9136
資格給付について・・・生活環境課保険班	電話：0185-24-9112

### 納付方法について

**Q 国民健康保険税（以下、「国保税」という。）の支払いは、毎月ですか？**

A 国民健康保険（以下、「国保」という。）に継続して加入している方、または6月末までに国保に加入した方には7月中旬にその年度分の納税通知書をお送りしています。国保税の納期は、通常7月（1期）から翌年3月（9期）までの年9回になります。そのため、4月から6月までは納期がありません。ただし、年金から天引きされている方は、年金の各支払分（2か月ごと）からの納付となります。

**Q 月の途中で国保に加入しました。国保税はいつから納めることになりますか？**

A 月の途中で国保に加入したときの国保税は、加入した日の属する月分から「月割り」で計算されます。届出をした翌月の中旬に納税通知書が送られ、加入した翌月以降から納めることとなります。

例：9月15日に国保に加入し同日に届出した場合は、9月分から翌年3月分までの7か月分の国保税を、10月中旬に10月から翌年3月までの6回（6期）に期割りした納税通知書をお送りします。

**Q 国保から会社の健康保険（以下、「社会保険」という。）に変わりましたが、届出は必要ですか。また、国保に加入していた期間の税金の支払いはどのようになるのでしょうか？**

A 国保の加入・脱退には届出による手続きが必要です（国民健康保険法第9条）。

国保に加入していた方が、新たに社会保険や、その扶養家族となった場合は、それぞれの被保険者証等をお持ちになり、14日以内に市役所生活環境課、若美支所、各出張所の窓口で手続きを行ってください。

手続き終了後、国保を脱退した月の前月までの月割りで国保税を計算して、届出の翌月に納税通知書をお送りします。このとき、納期の関係で、社会保険に加入してからも、お支払いが残ることがありますのでご注意ください（納税通知書により国保の加入月数をご確認いただけます。）。

**Q 社会保険に加入したのに、国保税も納めなければならないのですか？**

A 国保を脱退する手続きをご自身でとっていただく必要があります。手続き内容等について、生活環境課保険班までお問い合わせください。また、社会保険に加入した場合、国保税は原則として社会保険に加入した月の前月分までしかかからないため、加入期間は重複せず、2重の支払いは生じません。ただし、国保の納期の関係で社会保険に加入してからも、支払いが残ることがあります。

**Q 国保税を納めるのが困難な場合はどうすれば良いですか？**

A 国保税を分割で納付する方法と国保税の減免制度についてお知らせします。

(1) 国保税の分割納付

何らかの事情で国保税を納期限までに納付することが困難な方、または滞納している国保税を納付することが困難な方は、税務課債権管理班までご相談ください。

(2) 国保税の減免制度

災害、病気、失業などで国保税を納めることが困難な方には、その事情により国保税を減免する制度があります。減免の申請をする方は、税務課課税班にご相談のうえ、納期限の7日前までに申請書と必要書類を提出してください。

## 納税義務者について

Q 私自身は以前から社会保険に加入しているのに、国保税の納税通知書が私宛に届きましたがなぜですか？

A 国保税は世帯主の方に納税義務があります（地方税法第703条の4）。

世帯主が国保以外の健康保険に加入していても、ご家族のどなたかが国保に加入していれば、あくまでも加入している方の分で国保税を計算して、世帯主に納税通知書を送付することになります。

Q 私の父は国保に加入していないのに、父の名前で納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入していても、同じ世帯の中に国保に加入している方がいる場合は、世帯主が責任をもって国保税を納めていただくこととなります。そのため、納税義務者である世帯主に納税通知書を送付します。

なお、国保に加入している方については、納税通知書等によりご確認ください。

Q 年度の途中で75歳になりました。どうして後期高齢の保険料と一緒に国保税も納めないといけないのですか？

A 世帯主の方が75歳（後期高齢者）になっても、同じ世帯に国保に加入している方がいる場合は、引き続き世帯主が国保税の納税義務者になります。

また、年度の途中で75歳になる方の場合、あらかじめ75歳の誕生月の前月分までの国保税を算定した納税通知書を7月中旬にお送りしています。

## 転入、転出、脱退について

Q 男鹿市から他の市町村に転出したのですが、転出後に納税通知書が送られてきたのはどうしてですか？

A 当市から他の市町村へ転出した場合、国保税については、転出の前月までが当市、転出した月を含めてそれ以降は転出先の市町村で課税されます。転出後に届いた納税通知書は、転出の前月分までを月割りで計算し直したものです。当市と転出先の市町村とで課税が重複することはありません。ただし、納期の関係で転出後に支払いが残る場合があります。

Q 男鹿市から他の市町村に転出したのですが、両方の市町村から納税通知書が届きました。課税が重複しているのではないのでしょうか？

A いずれも月割で計算するため、課税は重複しません（男鹿市国民健康保険税条例第15条）。

当市から他の市町村へ転出された場合、国保税については、転出の前月までが当市、転出した月を含めてそれ以降は転出先の市町村で課税となります。前の回答中にもあるとおり、納期の関係でお支払いの期日が重なることはありますが、同じ月で課税計算が重複することはありません。

Q 男鹿市に転入後、初めに送られてきた納税通知書と2回目に送られてきたもので金額が違うのは、どうしてですか？

A 1月2日以降に男鹿市に転入した方は、確定申告や年末調整を済ませていても、その所得関係の資料が転入前の市町村で保管されているため、税額計算の時点で所得情報が不明な場合には、均等割と平等割のみで課税される場合があります。転入前の市町村への所得照会の結果、保険税額が変更となる場合は、再度通知します。

Q 以前住んでいたところよりも国保税が高いのはなぜですか？

A 国保税の税率は、各市町村の条例で定められていますので、同じ所得の方が国保に加入した場合でも市町村によって税額が異なります。これは市町村の財政状況や国保加入者の年齢構成などに違いがあるため、その状況に応じた設定をしているためです。

## 保険税額について

**Q 退職しましたが、社会保険を任意継続するのと、国保に加入するのとどちらが安いですか？**

A 任意継続の保険料は、退職前に加入していた健康保険の保険者等で算定します。お手数をお掛けいたしますが、詳しくは該当する機関へお問い合わせください。

なお、任意継続健康保険料のおおよその目安としては、在職中に健康保険料（40歳以上65歳未満の方は「健康保険料+介護保険料」）として給与から引かれていた額の約2倍になります。

また、国保税については、加入する方全員の前年の所得が分かる場合は、税務課課税班で試算できます。  
※所得の確認のため、源泉徴収票や確定申告書の写しなどがないと試算できない場合があります。

---

**Q 国保の税額はどうやって決まりますか？**

A 国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3つからなります。

上記3つについて、それぞれ前年の所得に応じて計算される所得割、加入者の人数に応じて計算される均等割、加入世帯に対してかかる平等割により計算し、合計します。

医療給付費分と後期高齢者支援金等分は、加入者全員に課税されますが、介護納付金分は40～64歳の方（介護保険第2号被保険者）に加算されます。

国保税は月割りで算出され、加入日の属する月から脱退日の属する月の前月までの月割で課税されます。

---

**Q 昨年より国保の税額が高いのはなぜですか？**

A 国保税は、加入者の所得割+均等割（人数）+平等割（世帯）の合計額です。次のいずれかに該当する世帯については、前年に比べて税額が高くなる可能性があります。

- (1) 国保に新しく加入した方がいる場合
- (2) 国保加入者の収入が増えている場合
- (3) 国保加入者で40歳になった方がいる場合

※上記以外に税額が高くなる場合がありますので、詳細は税務課課税班にお問合せください。

---

**Q 昨年中も一昨年中と同じく収入がなく、また、加入者にも変わりがないのに、昨年度に比べて高い国保税が課税されているのはなぜですか。**

A 未申告の場合には、国保税の軽減判定ができないため、保険税額が高く算定される場合があります。収入がない場合でも申告が必要となりますので、手続きについて税務課課税班へお問合せください。

なお、申告の結果、軽減に該当することとなった場合には、変更後の保険税額について再度通知します。

---

**Q 申告で、所得控除を増やしたけど、国保税が安くならないのはなぜですか？**

A 男鹿市の国保税の算定の基礎となる課税標準額は、所得金額から1人当たり43万円を控除した金額です（旧ただし書き方式）。そのため、税の申告で医療費控除等を追加した場合でも、国保の課税標準額は変わらないので国保税も変わりません。

---

**Q 所得が無い場合は、国保税が0円になりますか？**

A 国保税は、前年の所得に係る金額（所得割）、1人当たりに係る金額（均等割）、世帯当たりに係る金額（平等割）により算定されます。所得が無い場合、所得割はかかりませんが、均等割と平等割を足した金額は課税されます。

---

**Q 家族に障がいのある者がいますが、国保税は安くなりますか？**

A 障がいの有無により国保税が安くなることはありません。納期限通りに納付いただくことが困難な場合には、税務課債権管理班までご相談ください。

---

**Q 過去の分に遡って何通も納税通知書が届いたけれど、どうしてですか？**

A 国保では、前の保険の資格が無くなった翌日を加入日としています。前の保険の資格がなくなってから保険に加入していなかった場合は（無保険の期間がある場合）、保険の資格が無くなった翌日に遡って国保に加入することになります。そのため、遡って加入した分の納税通知書が年度ごとに送られます。

また、税務署などで過去の年度に遡って所得金額の修正をした場合も、所得の修正に伴って再計算した過去の分の納税通知書が送られます。

なお、過去に遡っての加入や所得金額の修正等により増額となった場合は、法定納期限（その年の第1回目の納期限）の翌日から起算して過去3年まで遡って課税されます。また、過去に遡っての脱退や所得金額の修正等により減額となった場合は、法定納期限の翌日から起算して過去5年まで遡って金額が減額されます（地方税法第17条の5）。

## 手続きについて

**Q 退職したけれど、医療保険はどうなりますか？**

A 国内に住所を有している方は、必ず何かの医療保険に加入しなければなりません。退職により社会保険の資格を喪失した場合、会社の保険を継続して使うか、ご家族の保険の扶養となる場合以外には、国保への加入が必要となります。加入の手続きについては、生活環境課保険班までお問い合わせください。

**Q 国保税は、申告の際、控除対象になると聞きました。詳しく教えてください。**

A 国保税は、全額が社会保険料控除の対象となります。これは納税者が受けられる所得控除です。そのため、年金から引き落としされている国保税については、その年金を受給している方が控除を受けられます。

同様に口座振替で納付している国保税については、振替口座の名義人の方が控除を受けられます。

## 特別徴収(年金天引き)関係

**Q 特別徴収(年金天引き)をやめることはできますか？**

A 特別徴収の対象となった場合でも、申出により、口座振替によって納付する方法を選択することができます。「納付方法変更申出書」を提出していただくことにより、3~4か月後の年金支払月から特別徴収が中止となります。

**Q 特別徴収に変わって1回に引かれる金額が多くなりましたが、どうしてですか？**

A 納めていただく回数が9回から6回に変わったためです。

普通徴収の場合は、12か月分の国保税を年9回で納付していただきます。しかし、特別徴収の場合は、年6回の年金支払月に天引きされるため、1回あたりの納付額が普通徴収の場合よりも多くなります。

徴収方法が変わっても年税額は変わりません。

**Q 特別徴収の金額はどうやって決まりますか？**

A 3つの場合に分けて説明します。

1 すでに特別徴収の対象となっている方の場合

A 特別徴収金額については、国保税の年税額は7月までは確定しないため、4月から8月までの3回は、通常、前年度2月の特別徴収金額と同額で徴収されます（これを仮徴収といいます）。そして、確定した年税額から仮徴収した税額を引いた額の3分割した金額が10月から翌年2月までに支払われる3回の年金から徴収されます（これを本徴収といいます）。確定した年税額と10月以降の徴収額については、7月中旬にお送りする当初の納税通知書でお知らせします。

## 2 新たに特別徴収の対象となる方の場合

### (1) 4月から特別徴収の対象となる方の場合

A 4月から特別徴収の対象となる方は、7月中旬までは年税額が確定しないため、4月から8月までの3回の年金支払月に天引きされる税額は、前年度の年税額を6分割した金額が徴収されます（これを仮徴収といいます）。そして、10月から翌年2月までの3回の年金からは、確定した年税額から仮徴収した税額を引いた額を3分割した金額が徴収されます。

### (2) 10月から特別徴収の対象となる方の場合

A 10月から特別徴収の対象となる方は、7月から9月までの毎月3回は年税額を6分割した金額（100円未満の金額は切り捨て）を、納付書か口座振替によって納めていただくことになります。そして、10月から翌年2月までは、年税額を6分割した金額が3回の年金から徴収されます。